

○立命館慶祥中学校・高等学校授業料減免規程

1999年1月13日

規程第390号

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館慶祥中学校・高等学校（以下「慶祥中高」という。）における授業料減免制度について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 授業料減免制度は、慶祥中高に在籍する生徒で、家庭状況の急変による経済的困窮のために就学が困難となった者に対して、学園の援助による授業料の減免を行い、学業を継続させることを目的とする。

2 北海道私立高等学校授業料軽減補助金の交付による授業料軽減規程および北海道私立小中校等経済的支援事業費補助金の交付による授業料減免規程は、別に定める規程による。

(減免総額)

第3条 授業料減免総額は、慶祥中高が毎年予算で定める金額の範囲内とする。

(減免金額)

第4条 授業料減免の金額は、生徒一人につき当該年度の授業料の半額を上限とする。

(減免の方法)

第5条 授業料減免の種類は、緊急減免とする。

2 授業料減免は中学校・高等学校を通じて在学中1回とする。ただし、2回以上減免を行う場合には、事前に一貫教育委員会の承認を得なければならない。

(資格)

第6条 授業料減免の対象となる生徒は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 家庭状況の急激な変化による経済的困窮のため、学業を継続できない者
- (2) 高い学習意欲を有し、生活態度が良好である者
- (3) 慶祥中高に原則として1年以上在籍している者

(出願)

第7条 授業料減免を希望する者は、所定の願書および理由書に必要事項を記入し、保証人が署名・捺印のうえ、担任を経て校長に提出しなければならない。

(選定委員会)

第8条 選定委員会（以下「委員会」という。）は、出願者の学業、成績、学習意欲、人物および家庭の状況等を審査のうえ、授業料を減免する生徒（以下「減免生徒」という。）

を決定する。

2 委員会は、校長、副校長、教頭、教務部長、生徒部長、各学年主任および事務長で構成し、委員長は校長がこれにあたる。

(報告)

第9条 前条第1項の減免生徒については、生徒の氏名および学年、家庭の年間総所得額、減免金額ならびに他の奨学金受給状況等について、一貫教育委員会に報告しなければならない。

(減免の取消)

第10条 減免生徒が、次の各号のいずれかに該当するときは、減免の廃止または取り消しを行い、必要に応じて減免額の全部または一部の返還を求めることができる。

- (1) 傷痍疾病などのために就学の継続が不可能なとき
- (2) 学業成績または生活態度が不良となったとき
- (3) 虚偽の申し立てまたは不正な方法により減免の取扱いを受けたとき
- (4) その他減免生徒として適当でないと認められたとき

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、運用に必要な事項は、別に細則を定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、常任理事会で行う。

附 則

この規程は、1999年4月1日から施行する。

附 則 (2001年7月18日、高等学校名称変更、中学校設置にともなう一部改正)

この規程は、2001年7月18日から施行する。

附 則 (2008年3月12日 組織改革に伴う一部改正)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年7月16日北海道私立高等学校授業料軽減補助金の運用に係る立命館慶祥高等学校授業料軽減規程の制定に基づく一部改正)

この規程は、2008年7月16日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則 (2022年11月2日 北海道私立小中校等経済的支援事業費補助金の運用に係る立命館慶祥中学校授業料減免規程の制定に伴う一部改正)

この規程は、2022年11月2日から施行し、2022年4月1日から適用する。